

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2019
春
Spring

vol.114

特集

税制改正のあらまし



詳しくは
こちらから

太平ツアー



太平観光

太平観光株式会社
瀬谷 美海さん

C O N T E N T S

- 2019年(令和元年)度事業研修会計画 2
- 税務署からのお知らせ 3
- 平成31年度版 税制改正のあらまし 4
- 都税事務所からのお知らせ 7
- 税理士会ニュース
- 社長さんこんにちは 8

- 税の漫画講座(所得税のしくみ) 10
- 支部・部会・委員会活動報告 12
- 東法連退職金制度のお知らせ 14
- お知らせ、編集後記 15
- 故事名言、東京商工会議所 16
- 表紙の人

練馬西税務署からのお知らせ

平成31年度税務職員募集
Pride of the Specialist
～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に
目指してみませんか。

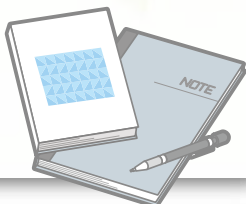
税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格 (1) 平成31年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和2年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
(2) 人事院が上記(1)に掲げる者に準ずると認める者

- ◇申込手続 (1) 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
(2) 受付期間
令和元年6月17日(月)9時～令和元年6月26日(水)[受信有効]
(3) 受験案内交付期間
令和元年5月7日(火)～令和元年6月26日(水)9時～17時(土曜日及び日曜日を除く。)
(4) 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

- ◇試験日 第1次試験 令和元年9月1日(日)
第2次試験 令和元年10月9日(水)～令和元年10月18日(金)
のうち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係
(電話(03)3542-2111 内線2163)までお尋ねください。



2019年(令和元年)度 事業研修会計画(予定)

本部事業		
総会	6月5日(水)	勤労福祉会館
税金〇×クイズと映画鑑賞	8月20日(火)	大泉学園ゆめりあホール
健康セミナー	9月19日(木)	勤労福祉会館
役員合同研修会	9月26日(木)	勤労福祉会館
税務合同研修会	10月29日(火)	関区民ホール
税制税務委員会研修会	11月22日(金)	勤労福祉会館
賀詞交歓会	2020年1月22日(水)	ホテルカデンツァ光が丘
企業経営セミナー	2020年3月中旬	法人会 会議室

同好会		
地域交流チャリティゴルフ大会	10月11日(金)	美里ロイヤルゴルフクラブ

協賛事業		
簿記講座(日商3級)(計6回終了)	4月6日(土)～5月25日(土)	法人会 会議室(2020年も同時期)
年末調整説明会	11月6日(水)	関区民ホール(午前・午後)
	11月8日(金)	大泉学園ゆめりあホール(午前・午後)

支部事業		
1・2・5支部 合同研修会	7月5日(金)	石神井交流センター
3支部 研修会	5月28日(火)	きらぼし銀行 上石神井北支店
4支部 研修会	7月3日(水)	東京信用金庫 武蔵関支店
6支部 研修会	9月13日(金)	西武信用金庫 大泉支店
7支部 研修会	2020年2月6日(木)	大泉地域集会所

女性部会事業		
野外研修会	予定なし	
秋季研修会	10月16日(水)	勤労福祉会館
絵はがきコンクール 表彰式	2020年1月29日(水)	勤労福祉会館

青年部会事業		
野外研修会	7月7日(日)	未定
秋季研修会	9月18日(水)	OZバンケットホール
献血大会	11月11日(月)	練馬西税務署 駐車場内
租税教室	11月～2020年2月	練馬西税務署管内 小学校

源泉部会事業		
野外研修会	5月29日(水)	茨城県 牛久
第1回研修会 開講式	6月14日(金)	練馬西税務署
第2回研修会 税制税務委員会共催	8月21日(水)	勤労福祉会館
第3回研修会	9月27日(金)	練馬西税務署
第4回研修会 年末調整説明	11月1日(金)	練馬西税務署
第5回研修会	12月11日(水)	練馬西税務署
第6回研修会 閉講式	2020年2月5日(水)	勤労福祉会館



平成31年度版 税制改正の あらまし

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率（年800万円以下の所得金額）について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33（2021）年3月31日まで適用期限が延長されます。

■中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年800万円超	23.2%	—
中小法人（資本金1億円以下の法人）	所得金額が年800万円以下	19%	15%

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

平成33（2021）年3月31日まで適用期限が延長されます。

■中小企業投資促進税制の概要

対象設備	・機械装置（1台160万円以上） ・測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ・一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上） ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
税制措置	・個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・資本金3000万円超の中小企業30%特別償却

（注）中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除（10%が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33（2021）年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、

中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成33（2021）年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

■災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

2 イノベーション促進のための 研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

(1) 特別試験研究費に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）

オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%（現行…5%）に引き上げられます。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）

総額型について、税額控除率が見直された上、

Ⅲ 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限あり）。

改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
② 返礼品は、返礼割合が3割以下で地場産品

適用時期

平成31（2019）年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

■個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・被相続人の特定事業用資産（不動産貸付事業等を除く）宅地（面積400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件（認定相続人）	・承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・平成31年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

適用時期

平成31年1月1日から平成40（2028）年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（一定の耐震基準を満たしたもの）や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3,000万円を控除することができきる制度です。

これまでは、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の

研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%（現行…25%）に引き上げられます。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増す措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度（高水準型）

高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

都税事務所からのお知らせ

都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先 〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

● 都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料 ●

証明書等の種類	証明書等の種類
23区内の固定資産(土地・家屋) 評価証明書・関係証明書・物件証明書	1件 400円 ※1 2件目以降1件100円 ※2
都税の納税証明書	1件1税目につき400円 ※3
自動車税納税証明書(継続検査等用)※4	無 料
23区内の土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに300円
23区内の土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに300円

- ※1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。
- ※2 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、2件目以降1件につき100円となります(ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです。)
- ※3 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。
- ※4 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています(納付後最大10日程度かかります。)

上記以外の証明・閲覧、公用照会(固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。)などは、都税証明郵送受付センターではお取扱いきませんので、所管の都税事務所・支所(納税証明書のみ取扱い)に申請をお願いします。

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。



詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索



2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

改正案では、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)については、その対象から除外されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられます。

② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヵ月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。

③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、

贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。

*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

適用時期

①の改正は、平成34(2022)年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

なお、②、③の適用時期については、現時点(平成31年2月7日現在)では明らかになっておりませんので、今後の動向にご留意ください。

4 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者)・0~30歳未満(名義の口座等)を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,500万円が非課税となります。

この非課税措置については、次のように見直された上で、適用期限が2年間延長されます。

■教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

	現行	改正案
①受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
②教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に用途の範囲を設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定
③教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時に在学している受贈者は、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日
④贈与者が死亡した時点の残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内の贈与については、①23歳未満の場合、②学校等に在学している場合③教育訓練を受けている場合を除き、相続財産に加算される

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。なお、①の改正は平成31年4月1日以後の贈与から、②の改正は平成31(2019)年7月1日以後に支払われる教育資金から、③の改正は平成31(2019)年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合から、④の改正は平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合から適用されます。

5 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者)・20~50歳未満(名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円(結婚関係費用は300万円)が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件(1,000万円以下)が設けられた上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。なお、受贈者の所得要件については、平成31年4月1日以後の贈与から適用されます。



税理士会ニュース

今回は、前回の消費税の概要に続き、軽減税率制度について説明したいと思います。軽減税率は飲食料品の譲渡と週二回以上発行される定期購読の新聞が対象となります。特に飲食料品に関しては細かく分類されているので消費税を正確に計上していくことが求められます。

どちらの税率を適用すべきかは取引を行うタイミングで判断します。例を挙げますと肉や魚を仕入れたときは飲食料品となるので軽減税率8%で計上しますが、これらを加工作品品目外の商品として販売したときは標準税率10%で計上することになります。

対象品目について整理してみますと、軽減税率の対象となる飲食料品は、「食品表示法に規定する食品」となります。ただし、酒税法に規定する酒類は除きます。外食やケータリング等(有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供は対象)は軽減税率対象外となります。

また、おまけの付いたお菓子など食品と食品以外の資産が一体となっているものについては一定の要件(税抜価格が1万円以下かつ食品の価格が三分の二以上)を満たす場合のみが対象となるなど細かく分類されます。

酒税法に規定する酒類(アルコール分一度以上の飲料)や「医療品」「医療部外品」「再生医療等製品」は軽減税率の対象とはなりません。飲食店が食事を行うための椅子やテーブルなど飲食を行うための設備を提供し、その場で食事を行う場合は外食扱いとなります。

また、フードコートなど食料品を提供する事業者と飲食設備を管理する者が異なる場合でも、その設備を利用して飲食する場合は外食同様、軽減税率の対象とはなりません。



渡辺浩章 広報部長

設備でもありません。工事の後に皆様の生活がより快適になり、喜んでもらえることが何よりも私の仕事の原動力になっています。



※画像はイメージです

給排水、空調設備（エアコン・換気扇）など、普段何気なく使っている私は約三十年前、ガス屋としてスタートし、現在の水道・空調をメインとした設備屋になり、独立してから早いもので二十五年が経ちました。日頃はゼネコンの下請けや、店舗や病院などの大きな設備工事をすることも多いのですが、大泉学園に根を張り、この地域にお住まいの皆様が安心して毎日を暮らせるように、水回り、ガス、空調などの修理・施工を行ったり、小規模ならではの身軽さを利用して、緊急時にもすぐに対応できる街のホームドクターのような設備屋さんとして、いつでも頼って相談してもらえ、住宅設備は生活空間を快適にするための

第6支部

ART設備

代表 秋永賢一

大泉学園 5-27-2
電話 03-3978-6010

親切 丁寧をモットーに

第5支部

うちぼりしんぐ

代表 内堀 聡

西大泉 2-2-36
電話 03-3924-4040

地域の皆様へ安眠のお手伝い

西大泉のこの地に根をやし一〇〇年以上の間皆様から可愛がって頂けていることに深く感謝致しております。屋号は足袋屋、昔は足袋の製造販売から始まり、洋品、そして四代目の私は主に布団を専門に取り扱っております。

世の中もいろいろ変化しています。布団も様々な素材が使用されるようになってきました。時代の流れなのか若い方の中には「布団の打ち直し」という言葉を知らない人もいます。

「布団の打ち直し」というのは、古い綿を



打ち直しの布団で快適な睡眠を

企業訪問

ガンバル社長さん

こんにちは

当支店は、昭和四十八年六月に大泉学園通りの大泉風致地区にて「文京信用金庫大泉支店」として開設。平成十四年一月の合併により「朝日信用金庫大泉支店」と名称を変更しましたが、地元の皆さまには変わらぬご愛顧をいただき、お蔭さまで開設四十六年目を迎えることができました。

朝日信用金庫では「地元応援団」をキャッ

第6支部

朝日信用金庫大泉支店

支店長 篠崎 輝彦

大泉学園町 6-12-40
電話 03-3921-3211

地元応援団 朝日。



ものから建物全体のリフォームのご相談まで、より総合的に専門工事業者として、適切なアドバイスを提供し、実現してまいります。

いつでもどんなことでもお気軽にご相談していただけたら幸いです。

第5支部

コインランドリーランドローマット南大泉

オーナー 小林 清二

南大泉 5-38-17-1F
メールアドレス seijiman15@yahoo.co.jp

羽毛布団も洗えます。
洗剤「銀の力」使用。

二〇一七年十月二十八日にコインランドリーをオープンしました。

長年、父が酒屋を経営していましたが、

ほぐしながら温風を当てアレルギー源であるダニ、その死骸や糞などを吹き飛ばし生まれ変わった綿を一枚一枚新しい生地の中に重ね新品同様の布団に仕上げることで、環境への貢献に繋がっているのです。

当店は打ち直しのメインに天然素材の商品、特に綿に重点を置き、アレルギーを持つ方や肌の弱い方向けの商品を紹介し好評を得ております。また、この地より引越され遠方より打ち直しのリピーターの方も多く本当に嬉しく思います。今後も安眠、快眠を追究しお客様の様々な要望にも耳を傾けながら、精一杯真面目に取り組んで参ります。どうぞご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

ご自分に合う寝心地の良いお布団で、どうぞ、ごゆっくり、ぐっすりとおやすみください!!

サンリオのキャラクター「パンナピッタ」の通帳とカード

地元応援団のチーム朝日!

チフリーズに「チーム朝日」が一丸となり、地元の企業さまや個人の皆さまの夢の実現や発展に全力で取り組んでおります。企業さまに対しては「事業継承」や「販路拡大・売上増加」「経営改善」等の課題に対して外部専門機関と連携を取りながら、ベストな解決策を探してまいります。個人の方々に対しては「相続・贈与」や「資産運用」「ローン」といったご相談に対し、大泉支店職員や専門スタッフが親身にお応えできる体制を整えております。個別相談、セミナー等も多数ご用意しておりますので、是非お気軽にお声掛けください。

平成三十一年四月十五日、このたび「チーム朝日」に株式会社サンリオのキャラクター「パンナピッタ」が新しく加入し、当金庫のイメージキャラクターとして地元の皆様を応援させていただくことになりました。私ども朝日信用金庫大泉支店とともに、地域から真に必要な金融機関を目指してまいります。今後とも宜しくお願いいたします。

当時、テレビやその他のメディアで特集が組まれるほど「コインランドリーブーム」があり、自分もその波に乗ればと思い、情報収集を始めました。クリーニング＆コインランドリー展示会に出向きいろいろな業者さんとお話をして、どうせやるならフランチャイズよりも自分でやった方が気楽でいいと思い、今の業者さんと話を進めました。当時はブームも相まって機械がなかなか入ってこなくて、半年待ちの状態でした。ようやく半年遅れでオープンできました。今では無事一周年を迎えられ、地域に愛されるお店になったかと思っています。

きつかけはど

のご家庭でもあ

ると思いますが「梅雨の時期の部屋干し」に苦労していて、乾燥機も高いし、近くにコインランドリーもない……。だったら自分で作ろうと思い立ちました。今では、地域の方々にとても感謝されています。「近くになかったからとても助かってるよー」とよく言われます。



梅雨の季節も安心

所得税のしくみ

所得税の算出のしくみ 所得税はどのように計算するの？

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

平成25年から令和19(2037)年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

復興特別所得税は、平成25年から令和19(2037)年までの各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算します。また、平成25年1月1日から令和19(2037)年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

① 所得金額の計算

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています（下図A参照）。

- ① 利子所得
- ② 配当所得
- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 退職所得
- ⑦ 山林所得
- ⑧ 譲渡所得
- ⑨ 一時所得
- ⑩ 雑所得

注：国外で支払われる預金等の利子や国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益などの所得についてもこれらの所得に含まれます。

② 所得税額の計算

所得税額は、課税所得金額に所得税の税率を適用して計算します（下図C参照）。

◎超過累進税率

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

課税所得金額が650万円の場合に適用される所得税の税率及び所得税額		
課税所得金額	税率	所得税額
195	税率5%	9万7,500円
330	税率10%	13万5,000円
650	税率20%	64万円
195万円×0.05=9万7,500円 135万円×0.1=13万5,000円 320万円×0.2=64万円		
9万7,500円+13万5,000円+64万円=87万2,500円(所得税額) ※平成30年分		

注：土地建物等や株式等の譲渡所得など他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

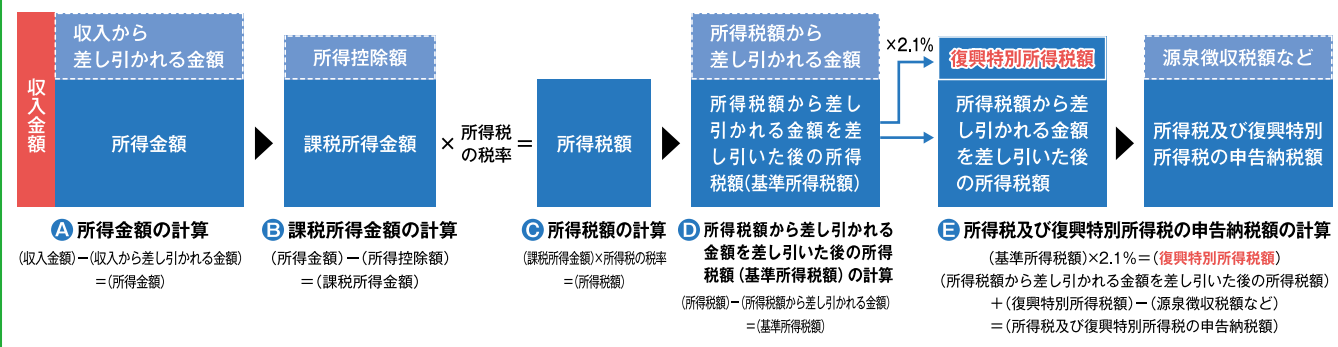
③ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額の計算

所得税及び復興特別所得税の申告納税額は、次のように計算します。

- ① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（配当控除など）を差し引きます（下図D参照）。
- ② ①で計算した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%を掛けて復興特別所得税額を算出します。
- ③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計します。
- ④ ③で算出した金額から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額（源泉徴収税額）などを差し引いて所得税及び復興特別所得税の申告納税額を算出します（②～④は下図E参照）。

注：所得税額や復興特別所得税額（附帯税を除きます。）の確定金額の端数計算は、これらの確定金額の合計金額によって行いますので、その合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

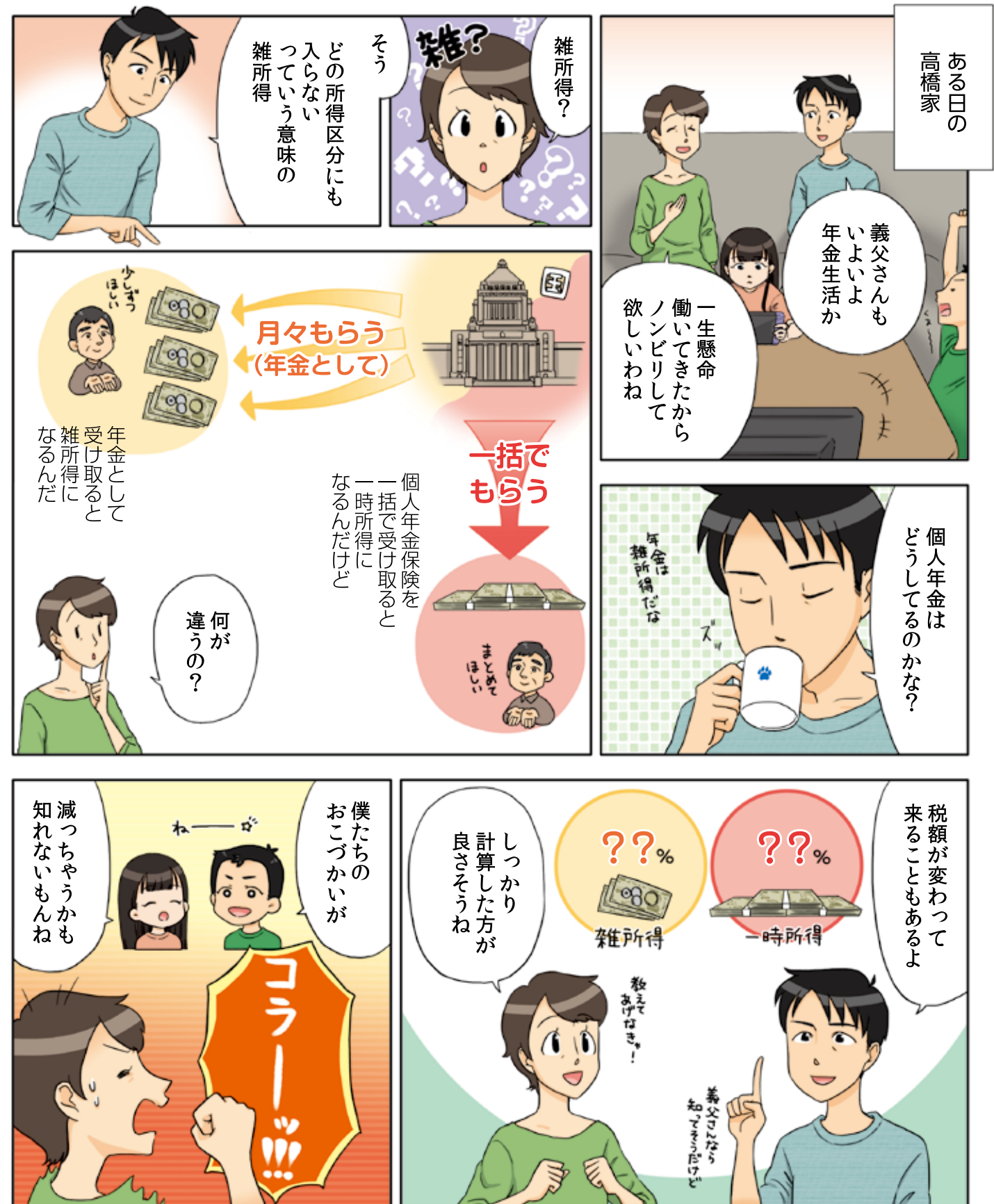
《所得税及び復興特別所得税の申告納税額の算出方法》



国税庁「暮らしの税情報」参照 詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

高橋家の暮らしと税

その5 雑所得って？



源泉部会 報告会



浅井源泉部会長

日時 31年4月19日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 25名



新役員の皆さん

6支部 野外研修会



餅つき風景

日時 31年3月24日(日)
場所 小西造園敷地内
人数 62名



バーベキュー風景

経営セミナー



セミナー会場風景

日時 31年2月14日(木)
場所 練馬西法人会事務局 会議室
人数 16名



講師 寺本義雄氏

支部・部会・委員会 活動報告

2019.1.30 ~ 2019.4.25

青連協第4ブロック租税教育 としまえん



日時 31年4月21日(日) 練馬西税務署長他幹部の皆様と青年部会員
場所 としまえん
人数 青年部会6名

簿記研修会 開講式



本橋副会長

日時 31年4月6日(土)
場所 練馬西法人会事務局 会議室
人数 26名



講師の今野不二人氏

練馬西税務署へ花鉢寄贈

日時 31年2月15日(金)
場所 練馬西税務署



山下署長(右) 高橋会長(左)



柄川副署長(右) 小松青年部会長(左)

第7回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式



日時 31年1月30日(水) 表彰式に出席した皆さん
場所 勤労福祉会館
人数 74名

青年部会 報告会



日時 31年4月24日(水) 報告会参加の皆さん
場所 OZバンケットホール
人数 45名

税制改正 勉強会

日時 31年4月15日(月)
場所 練馬西法人会事務局 会議室
人数 16名



税理士 川名先生



高橋会長

2支部 バス研修会



バス研修会
参加の皆さん

日時 31年3月8日(金)
場所 川越方面
人数 45名



昼食風景

7支部 会員税務研修会



吉田支部長挨拶



講師 防災課担当職員

日時 31年2月5日(火)
場所 大泉町地域集会所
人数 45名

全国女性フォーラム

日時 31年4月25日(木)
場所 富山産業展示館
人数 3名



全国女性フォーラム富山大会会場風景



参加者:左から金山仁子、小島玲子、小松律子

女性部会 報告会



金山部会長

日時 31年4月17日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 24名



新役員の皆さん



井口副会長

全法連・東法連に参加してきました

○31年2月13日(水)
全法連税制セミナー
5名参加

○31年2月25日(月)
東法連青連協全体連絡会議
青年部 7名参加

○31年3月4日(月)
全法連事務局セミナー
事務局 1名参加

○31年3月6日(水)
東法連税制講演会
3名参加

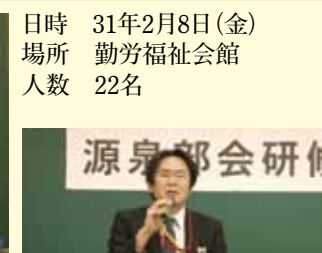
○31年3月7日(木)
東法連青連協ボウリング大会
青年部 5名参加

○31年3月12日(火)
東法連女連協全体連絡会議
女性部 5名参加

源泉部会 閉講式



浅井源泉部会長の挨拶



練馬西税務署武田総務課長補佐

日時 31年2月8日(金)
場所 勤労福祉会館
人数 22名

お知らせ

第八回 通常総会開催のご案内

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会の第八回通常総会及び会員相互の親睦を深めるための懇談会を左記により開催いたします。

ご多用中のごときは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議案等の内容については、練馬西法人会のホームページに五月十六日(木)頃掲載いたしますのでご活用ください。

一、日時 二〇一九年六月五日(水)午後四時
一、場所 練馬区立勤労福祉会館
東大泉五十一四十一三十六
☎三九二三一五五一

一、総会
●議案

- ① 二〇一八年度事業報告承認の件
- ② 二〇一八年度決算報告承認の件
- ③ 任期満了に伴う理事・監事選出の件
- 報告事項
- ① 二〇一九年度事業計画
- ② 二〇一九年度収支予算

一、懇談会 午後五時三十分から(予定)
※懇談会費 四、〇〇〇円は、当日徴収します。
なお、五月二十九日(水)以降のキャンセルは会費をいただきます。

まだ「委任状」未提出の方は急ぎ、ご投函ください
さいますようお願い申し上げます。

2019年7月生活習慣病検診日程

- 日付 2019年7月17日(水)
- 会場 JA東京あおば大泉支店
- 日付 2019年7月22日(月)
- 会場 石神井庁舎
- 日付 2019年7月24日(水)
- 会場 JA東京あおば大泉支店
- 日付 2019年7月25日(木)
- 会場 石神井庁舎

※詳細は、後日案内させていただきます。



2019年 決算法人説明会及び新設法人説明会

■決算法人説明会

2019年8月23日(金)
2019年9月24日(火)
2019年10月23日(水)
2019年11月27日(水)
時間：午後1時30分～午後4時
会場：練馬西税務署2階大会議室

■新設法人説明会

2019年8月29日(木)
2019年11月28日(木)
時間：午後1時30分～午後4時
場所：(公社)練馬西法人会事務局

※詳細は、後日案内させていただきます。

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を

東法連
特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

第114号

発行日
令和元年5月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充
編集責任者 荒井 秋海



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油インクを使用しております。

編集後記

四月に入り各企業は、新年度を迎えて忙しい時期となりました。
好決算を結果とした大企業。しかし賃上げには繋がらず、デフレ脱却には至りませんでした。中国とアメリカの貿易摩擦で、中国の景気の減速による日本への影響、不安、結果として大企業の利益は、内部留保に走らざるを得なくなった訳であります。春闘の回答はまずまずというところになります。そして五月より新元号が始まり「令和」となり、新しい時代を迎える訳であります。平成を振り返れば読んで字の如く「平ら成る」時代ではなかった様に思います。日本及び世界がいろいろな面で荒れた時代であった様に思います。
平成から令和へ誰もが夢と希望を持って行ける事を願って止みません。そして広報委員長としてメンバーの方々に大変お世話になり、ご協力頂いたことを感謝申し上げます。 広報委員長 荒井 秋海

公益事業委員会
使用済み切手・インクカートリッジ
収集事業報告

ジョイセフより頂いたお礼状



寄贈品目: 日本使用済み切手 6000g
使用済みインクカートリッジ 23000g
この度は、ジョイセフの収集ボランティアにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

故事名言

【逆鱗に觸れる】

逆鱗とは竜の胸に一枚だけ逆さに生えているという鱗のことで、君主の怒りを譬えている。韓非子に「竜はやさしい動物で、慣れば乗ることもできるほどだが、その喉の下あたりに、直径一尺ほどの逆さに生えた鱗が一枚だけあり、もしこれに触れると、竜は怒って、その者をつき殺してしまうが、この逆鱗は君主にもある」と書いてある。ここから、君主の怒りを譬えて逆鱗といい、その怒りに合うことを「逆鱗に触れる」というようになった。

世界の流れの中で「トランプの逆鱗に触れた」のが、金正恩朝鮮労働党委員長かも知れない。昨年五月二十四日、予定されていた史上初の米朝首脳会談の「中止」を発表するもその翌日、「六月十一日の開催もあり得る」と発言したトランプ大統領。北朝鮮は、「これまでのような脅しが通用する人物ではない」と見たのか異例の反応を示したことが分かり易いかもしれない。

北朝鮮の崔善姫外務次官は二十四日、マイク・ペンス米副大統領の言動を「愚か」と非難し、「別に会談しなくたっていい」という態度。そして、「核で最終決戦したっていい」と反発した。

そして、今度は、トランプ大統領が激怒。「北朝鮮が不誠実な国」との思惑の中で行われた崔外務次官の発言に、「あなたは自分の核能力の話をしますが、我々の核はあまりに巨大で強力なので、決して使わずに済むよう私は神に祈ります。」と北を脅した。また「この首脳会談について、もし考えが変わるようでしたら、ぜひ遠慮なく私に電話するなり手紙を書くなりしてください。」と逃げ道を用意した。

金正恩委員長は「アメリカを怒らせた」と思い、「我々はいつでも、いかなる方式であれ対座して問題を解決する用意があることを米国側に改めて明らかにする。」と対話姿勢に変わった。数日前まで、「核による最終決戦」を警告してきた国とは思えないことが起こり、六月十二日に首脳会談が行われました。

今では、一般に、目上の人の気に障って、怒られたときなど使われることが多いのですが、「逆鱗」はきつかけに過ぎず、そこに至るまでの条件が整って「逆鱗」に触れたのではないかと最近思うようになりました。日頃から言葉には気を付けたいといけないという戒めかも知れません。

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2019年4月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方: 従業員 20 名以下
(商業・サービス業 5 名以下)
- ※1 年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

相談
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

●表紙の人

太平観光株式会社

瀬谷美海さん

Q 毎日お仕事をされている中での手応えや楽しさ、喜びを感じる瞬間について。

また、今までのどのようなお気持ちをもって取り組まれてきたか、そして、これからについて。

A 旅行に行きたい、行ってみたくて来店されるお客様に旅行のご提案や手配をしています。

いろんな要望に対して満足していただける旅行作りをお手伝いできることに楽しさ、やりがいを感じています。

楽しい旅行ができた、またお願いね、と言ってもらえることが明日もまた頑張ろうという気持ちに繋がります。

旅の知識やプラン作り、観光地の情報などまだまだ勉強中です。会社とともに私自身も成長していきたいと思っています。

Q この職種ならではの醍醐味など、他の職種では体験できないような事について。

また太平観光について。

A 太平観光では学校の教育旅行を中心に年間七千台のバスを動かしており、バス旅行には自信があります。社員旅行や研修・送迎など貸切バスのことなら全てお任せください。行き先やコースについてもお気軽にご相談ください。

手作りのチラシやHPで地元発着のバス旅行「太平ツアー」もご案内しています。四季を楽しめるコースがたくさんあります。お一人でも気軽に楽しめますのでぜひご参加ください。

Q 仕事を離れた所での趣味、息抜きの方法など

A ハイキングや軽登山を楽しんでいます。みんな登高尾山に登ったり、

昨年はずつと行きたかった上高地にも行くことができました。

今年もいろんな場所に行ってみたいと思います。



キトリ (公社) 練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。